

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：街路工事

評 価 項 目	「品質管理・施工管理の確認方法，管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、橋長175mの4径間連続鋼開断面箱桁橋の製作，架設工事であり，トラッククレーンベント工法にて架設するものである。 鋼桁製作においては，土木構造物の耐久性の向上，長寿命化が求められている中，より長く本橋を健全な状態で維持出来るよう，品質・施工精度等を十分に確保しておく必要がある。 また，大型クレーンの使用や仮設ベントを設置するにあたり，クレーン及び仮設ベント設置位置の地耐力等を把握するなど，現場条件を考慮した架設工事等の実施が必要となる。 これらのことを踏まえ，次の全ての事項について，各工程の品質・施工精度向上に対し配慮すべき事項を具体的に記述すること。 ① 鋼桁製作における耐久性向上のための施工・管理に関する具体的な方策 ② 鋼桁製作における精度向上のための施工・管理に関する具体的な方策 ③ 鋼桁架設における精度向上のための仮設ベント施工に関する具体的な方策	

※A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：街路工事

評 価 項 目	「品質管理・施工管理の確認方法，管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 鋼桁製作における耐久性向上のための施工・管理に関する具体的な方策	
② 鋼桁製作における精度向上のための施工・管理に関する具体的な方策	
③ 鋼桁架設における精度向上のための仮設ベント施工に関する具体的な方策	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：街路工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
---------	------------------

具 体 的 な 施 工 計 画

この工事の区域は、両側が2車線の現道に隣接し、周辺には店舗や集合住宅、学校もあることから、施工に際しては、店舗利用者や周辺住民の生活環境への配慮が求められる。

また、工事においては、桁や床板の一部が現道上に張り出しての施工となることや、現道が大型クレーンの回転範囲に入ることから、設計図書の作成にあたっては安全性を考慮し交通規制の実施を想定している。

しかしながら当路線は1日当たり約3万台の交通量を有するため、交通規制の実施により混雑が予想され、特に朝夕の通勤ラッシュ時には深刻な交通渋滞が懸念されることから、施工に際しては、工事の安全性を確保しつつ、周辺交通への影響を最小限に抑えることが求められる。

その他、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組（例：実際の施工現場を活用した作業体験等）を実施することとしており、そのためには、取組の提案や提案を実施する際の関係機関との事前調整、安全確保等が求められる。

これらのことを踏まえ、次の全ての項目について具体的に記述すること。

- ① 周辺環境への影響軽減（騒音・振動・近隣住民のプライバシー確保等）の配慮事項
- ② 桁搬入や架設時作業等による周辺交通への影響を軽減させるための配慮事項
- ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等

~~※③の有効な取組については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと。）。~~
~~※③の申請について、受注後、関係機関等との事前調整の結果、実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。~~

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。
工 事 名：街路工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 周辺環境への影響軽減（騒音・振動・近隣住民のプライバシー確保等）の配慮事項 ② 桁搬入や架設時作業等による周辺交通への影響を軽減させるための配慮事項 ③ 建設産業への関心を深める取組と実施に当たっての事前調整等	

※A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！ 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。